

宮崎県生涯学習審議会会長 殿

持続可能な地域社会を創るみやざきならではの生涯学習の在り方について(諮問)

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により、諮問します。

【理由】

本県においては、全国と同様に少子高齢化・人口減少が進み、地域コミュニティが衰退の危機に直面しています。

このような中、昨年度改定された県総合計画「未来みやざき創造プラン」では、これからの時代に対応した『新しい「ゆたかさ」』を改めて定義し、地域の絆や伝統文化、自然の中での健康的な生活といった経済的価値だけでは計れないものを見直し、守り、育て、地域で生かしていくことで、持続可能な地域社会をつくることを求めています。

一方、生涯にわたって学び続けることは、新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを与えるものであります。さらに、これからの生涯学習には、地域住民が地域の課題解決や様々な地域活動等に参画していくことや、地域づくりの支え手、担い手の育成といった重要な役割が期待されております。

このようなことから、地域の魅力を再発見し、県民一人ひとりが『新しい「ゆたかさ」』を実感できるようなみやざきならではの学びを創出することが、地域社会の活性化、持続可能な社会の実現につながると考えます。

そこで、持続可能な地域社会を創るみやざきならではの生涯学習の在り方について諮問いたします。

【審議事項】

持続可能な地域社会を創るみやざきならではの生涯学習の在り方について

平成28年11月14日

宮崎県教育委員会

教育長 四 本 孝